## 加東市水防計画の変更に係る意見に対する考え方について

No.	ページ	意見	考え方(計画への反映について)			
第	第4章第2節3Ⅱ:人家1~4戸の箇所					
1	p26	兵庫県地域防災計画に記載されている箇所名と複数相違している。 ている。	(社) 17、(社) 25、(社) 26、(社) 27、(社) 29及び(社) 32の箇所名を兵庫県地域防災計画に記載されている箇所名に修正します。			
第	第4章第2節3Ⅲ:人家は無いが、将来立地する可能性のある箇所					
		兵庫県地域防災計画に記載されている箇所名と複数相違している。	(社) 14及び(社) 36の箇所名を兵庫県地域防災計画に記載されている箇所名に修正します。			
2	p28					
第	第4章第2節5 要監視ため池					
3	p37	要監視ため池の判定基準について、県では令和3年度からため池工事特措法に基づき指定した「防災重点ため池」のうち「要監視ため池」を対象としているので、整合願う。なお、ため池の状態は改修工事や最新の点検結果を反映させたものとすることには差し支えない。	要監視ため池については、整合を図り、全面的に修正します。			

No.	ページ	意見	考え方 (計画への反映について)			
第	第5章第6節 ダム放流の通知(鴨川・大川瀬ダム管理所及び川代ダム管理所)					
4		今回の変更により、図表からは川代ダムからも電話で市水防本部に連絡するように見えるが、川代ダムからは、FAX送付のみの対応としている。例えば、「川代ダム管理所からの通知はFAXのみ」等を記載してはどうか。	「※川代ダム管理所からの通知はFAXのみ」と追記します。			
第						
5	p68	(9) 「警察署」は「加東警察署」としてはどうか。	「加東警察署」に修正します。			
第	第14章第1節 水防記録					
6	p68	(10) 「自衛隊の災害派遣要請の要求をした場合」は、 「自衛隊の災害派遣要請を知事に要求した場合」としては どうか。	「自衛隊の災害派遣要請を知事に要求した場合」に修正します。			

No.	ページ	意見	考え方(計画への反映について)				
第	第16章第2節 周知方法						
7	p71	(11)民生委員は児童委員を兼ねているため「民生委員及び児童委員」ではなく「民生委員・児童委員」が適切ではないか。	ご指摘の箇所では、「消防団、自主防災組織、民生委員及び児童委員」と4者を並列で並べており、修正案のとおりとします。				
資	資料 2 水防関係機関一覧						
8	08q	令和3年度水防活動要綱の記載と相違があるので整合してはどうか(修正理由欄では令和2年度水防活動要綱に伴う修正と記載されている。)。	水防活動要綱との記載の相違はありますが、他の資料を踏まえて、連絡先を確認しており、修正案のとおりとします。				